

多摩市紋章及び名義使用承認申請の概要について

多摩市紋章等の承認申請については、「多摩市紋章及び名義使用承認に関する取扱要綱」による手続きが必要になります。内容を以下のとおりまとめましたので御確認願います。

1. 紋章（第2条）

多摩市の紋章制定の件（昭和40年多摩市告示第1号）に定める紋章をいいます。

2. 後援（第2条）

団体等が主催する事業の趣旨に市が賛同することを「後援」といいます。

3. 名義（第3条）

後援等において市が使用を承認する名義は、「多摩市」又は「多摩市長」です。その他の名義は承認できません。

4. 承認の基準（第4条～第5条）

■ 団体等について

・名義を使用することができる団体等は、次のいずれかです。

- (1) 官公庁
- (2) 公共的な団体
- (3) 報道機関又はこれに準ずる団体
- (4) コミュニティ団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
- (5) 民間企業
- (6) 社会教育関係団体又は学術・文化研究団体
- (7) 学校又は学校の連合体
- (8) 保健医療団体、福祉団体又はこれらに準ずる団体
- (9) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体

■ 事業内容について

・承認される事業は、次の(1)から(7)までのすべてに該当するものです。

- (1) 団体等が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加料等は、事業に要する必要最小経費の範囲内であること。
- (2) 公共性がある、売名及び営利を目的としないものであること。
- (3) 広く一般に開放されるものであること。
- (4) 政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的な目的を有していないものであること。
- (6) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがある事業でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるものでないこと。

5. 申請に必要な書類等 ※①～⑤は必須です（第6条）

- ① 多摩市紋章・名義使用承認申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（事業実施までのスケジュール、事業の周知方法も記入）
- ③ 事業予算書
- ④ 団体の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
（主催者、団体の目的等がわかるもの）
- ⑤ 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの
（役員の役職、氏名、連絡先等がわかるもの 例：役員名簿等）
- ⑥ その他、市長が必要と認めるもの（チラシ等の案）

※①以外は、任意の様式で結構です。

6. 申請時期（第6条）

- ・上記5の「申請に必要な書類等」をすべて揃えて、使用開始（[例]チラシに印刷する）の**30日前まで**に、市長に提出してください。

7. 承認（第7条）

- ・審査の結果、承認の決定をした場合は、「多摩市紋章・名義使用承認通知書（第2号様式）」を交付します。

8. 不承認（第8条）

- ・審査の結果、不承認の決定をした場合は、「多摩市紋章・名義使用不承認通知書（第3号様式）」を交付します。

9. 事業実績報告（第10条）

- ・事業終了後、事業実績報告書、決算報告書及びその他（以下①②③）市長が指示する書類を必要に応じて速やかに提出してください。

①多摩市の紋章及び名義を使用している旨の表示をしたチラシ（現物）やポスター（掲出の様子がわかる写真）等は全て提出してください。

②関係機関（消防署等）へ届出をした場合は、届出書の写しを提出してください。

③事業を担当する課が求めた資料等を提出してください。

10. 承認取消（第9条）

- ・承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当する時は、「多摩市紋章・名義使用承認取消通知書（第4号様式）」により、承認を取り消します。

- ・承認の取消しを受けた団体等は、別に定める期間、名義使用の承認を申請することができません。

(1) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。

(2) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。

(3) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。

(4) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

11. その他

- ・市の紋章又は「多摩市」若しくは「多摩市長」の名義を無断で使用した団体等に対しては、警告（口頭又は書面による警告）を行う等、必要な措置を講ずるものとします。

- ・承認の取消しを受けた団体等が名義使用の承認申請をすることができない期間は、取消しの根拠となった行為又は内容の程度、影響、被害等を総合的に勘案し、期間を決定することとします。

12. 申請等窓口

- ・申請する事業（内容）を担当する課へ提出してください。

13. 問合せ先

多摩市役所 総務部 総務契約課

〒206-8666 東京都多摩関戸6-12-1

☎042-338-6800